

京都市こころの健康増進センター条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年12月6日

京都市長 門川大作

京都市規則第51号

京都市こころの健康増進センター条例施行規則の一部を改正する規則

京都市こころの健康増進センター条例施行規則の一部を次のように改正する。

第1条各号列記以外の部分中「第2条第2号」を「第2条第4号」に改める。

第2条第2項中「第7条第3項」を「第7条第5項」に改める。

第3条ただし書中「第2条第5号」を「第2条第9号」に改める。

附 則

この規則は、令和6年1月1日から施行する。

(保健福祉局こころの健康増進センター)